

保険医療機関における掲示事項

○管理者氏名及び診療に従事する医師に関する事項

1. 管理者氏名
院長 折居 和夫
2. 診療に従事する医師
折居 和夫

○標榜する科目

内科 神経内科 リハビリテーション科

○診療日・診療時間及び休診日に関する事項

1. 診療日・診療時間
月火水金 午前9:00～12:30
午後2:30～5:30
土曜日 午前9:00～12:30
2. 休診日
木・日・祝日

○当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

○施設基準の届出事項

当院は、東北厚生局に下記の届出を行っております。

- ・基本診療料の施設基準等に係る届出
 - 明細書発行体制等加算
 - 在宅時医学総合管理料
 - ニコチン依存管理料

○明細書発行体制等加算について

- ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した明細書を患者様に無料で交付します。

○一般名処方加算について

・厚生労働省ではジェネリック医薬品の使用促進を図るため、一般名処方を推進しています。銘柄処方は、使用できる医薬品が限定されますが、一般処方であれば、どのメーカーのジェネリック医薬品でも使用する事ができます。

・医薬品の供給状況や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者様の望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般処方の趣旨を患者様に十分に説明しています
ご不明な点はお気軽にご相談下さい。

○医療情報取得加算について

・当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定します。

正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

○長期収載品の処方等又は調剤について

・本制度の趣旨及び特別料金について

参考：厚生労働省ホームページ「後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

○生活習慣病管理料(Ⅱ)について

令和6年度の診療報酬改定により、生活習慣病にかかる診療報酬が大幅に変更となりました。

高血圧症、脂質異常症および糖尿病を主病として通院されている患者様には、血圧や体重等の個々に応じた目標設定のほか、食事、運動に関する指導、検査結果等を記載した「療養計画書」を患者様の同意のもと作成し、より実効性

のある疾患管理を行ってまいります。

初回時に「療養計画書」への患者様の署名をいただく必要がございますので、ご理解・ご協力の程宜しくお願い致します。

また、患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。一部負担金がこれまでと変更になる場合がございますので、ご了承ください。

○保険外負担に関する事項

各種予防接種や、健康診断書の作成を行っております。

・予防接種

麻しん・風しん混合・・・8000円

おたふくかぜ・・・・・・4000円

水痘・・・・・・・・・・8800円

ジフテリア・破傷風・・・3000円

成人肺炎球菌・・・・・・7000円

その他、各種予防接種をおこなっております。

・健康診断料

雇入時(様式第5号)・・・8000円

その他、検査項目の増減により料金は変動します。

